

トライアル雇用実施計画変更届（天災等特例）

労働局長
公共職業安定所長
(千)

提出日 年 月 日

事 業 主

所在地

名 称

氏 名

代理人又は事務代理
者・提出代行者

所在地

名 称

氏 名

標記について、次のとおり提出します。

① トライアル雇用 実 施 事 業 所	名 称																								
	所 在 地 ・ 電 話 番 号	(千 -) 電 話 番 号 - - -																							
	担当者	所 属 ・ 役 職 氏 名						電 話 番 号 F A X						- - - - - -											
	雇 用 保 険 適 用 事 業 所 番 号						-								-										
② 特例対象事業主 要件の確認欄	(ア) 当初の実施計画書のトライアル雇用実施予定期間のうち、③の対象者を天災等のやむを得ない理由により、休業等させた日がありましたか？ □ はい □ いいえ (イ) (ア) の休業等により③の対象者の適性や業務遂行可能性の見極めが難しくなりましたか？ □ はい □ いいえ																								
③ トライアル雇用 対 象 者	フリガナ													生 年 月 日 年 月 日 齢				昭和・平成 年 月 日生 (歳)							
	氏 名																								
	裏面に記載する母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当しますか。																□ はい □ いいえ								
④ トライアル雇用 求 人 及 び 紹 介	紹 介 機 関	安定所 ・ 運輸局 ・ 職業紹介事業者等 (名称)																							
	求 人 番 号 (ハローワーク紹介の場合)						-																		
⑤ トライアル雇用 実 施 内 容	(ア) 当初のトライアル雇用実施予定期間 (該当する期間を○で囲む)	3 か月間 (1 か月間 ・ 2 か月間) 年 月 日 から 年 月 日 まで)																							
	(イ) (ア) のうち 休業を実施した日																								
	(ウ) (ア) に加えて新たにトライアル雇用を実施する日																								
	(エ) 所定労働時間	: から : まで 1 週間当たり の所定労働時間 時間 (通常の労働者の所定労働時間 時間) ()																							
	(オ) 常用雇用に移行するための要件	□業務について基礎的な知識・技術を身につけること □求人票記載業務を周囲と連携して行うことができること □やむを得ない場合を除く遅刻、早退、欠勤等なく、業務遂行の適性があると判断できること □その他 ()																							
備 考																									

※内容変更が決定次第速やかに提出してください。

※記載に当たっては裏面をご覧ください。

※事務処理欄には記入しないでください。

事 務 処 理 欄	受 理 年 月 日	年 月 日												受 理 印	
	受 理 番 号														
	連 絡 先 安 定 所														
	対 象 者 要 件 確 認 欄														
	実施要領第1の3(1)の二において該当する要件 (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) ・ (ニ) ・ (ホ) ※(ホ)の場合 a ・ b ・ c ・ d ・ e ・ f ・ g ・ h ・ i ・ j														

提出上の注意

- このトライアル雇用実施計画変更届（天災等特例）（以下「変更届」といいます。）は、内容変更が決定次第速やかに、次の(イ)から(ハ)までの区分に応じて、それぞれ次に掲げる提出先に添付書類を添えて提出してください。
- (イ) 公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る職業紹介を行った安定所
 - (ロ) 地方運輸局から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る職業紹介を行った地方運輸局
 - (ハ) 職業紹介事業者等から紹介を受け、トライアル雇用を開始する場合
当該トライアル雇用に係る雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）又は安定所
- （※）
（※）各労働局によって異なりますので、紹介を受けた職業紹介事業者等の指示に従ってください。
また、ご不明な場合は管轄の労働局又は安定所へお問い合わせください。

記入上の注意

この変更届は、次の点に注意して記入してください。

- 1 「事務処理欄」には記入しないでください。
- 2 ①欄は、トライアル雇用を実施する事業所について記載してください。
- 3 ②欄は、トライアル雇用期間の変更を行うための要件を満たしているかどうかについてチェックしてください。
- 4 ③欄は、今回トライアル雇用を行う対象者について記載してください。
また、年齢については、トライアル雇用開始日時点の年齢を記入してください。
なお、対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合かどうかについてチェックしてください。
【母子家庭の母等】
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、20歳未満の子若しくは雇保則別表第2に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養している者
【父子家庭の父】
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者
- 5 ④欄は、トライアル雇用に係る求人及び紹介を受けた機関について記載してください。
- 6 ⑤欄は、トライアル雇用に係る実施内容について記載してください。
（ア）の期間が、既にご提出いただいている「トライアル雇用実施計画書」の記載と異なる場合は、その旨と理由を備考欄に記載してください。
（イ）には、（ア）のうち③の対象者が勤務する予定であった日であつて、（ア）から除外する日のみを記載してください。
（ウ）には、③の対象者が勤務する予定の日を、（イ）と日数が等しくなるように記載してください。
（エ）の所定労働時間欄については、通常は（ ）内に1週間と記載し、1週間当たりの所定労働時間を記載してください。
また、変形労働時間制を採用している場合は、（ ）内に基準となる期間を記入した上で所定労働時間を記入してください。
（オ）の「常用雇用に移行するための要件」欄については対象者と十分に話し合った上で決定してください。
- 7 提出前に、表面の内容（②を除く。）及び別途交付した雇用契約書等によりトライアル雇用を行うことについて、相違ないかを対象者本人に確認した上でご提出願います。なお、計画内容に疑義がある場合、必要に応じて対象者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご留意ください。

提出にあたっての留意点

- 1 安定所又は労働局が、内容に関して不明な点があるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 2 偽りその他事実と異なる内容を記載し提出した場合は、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けられない場合があります。
- 3 ご不明な点は労働局又は安定所にお問い合わせください。

※事務処理欄には記入しないでください。

事務 処理 欄	決 裁 欄						
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当
	所長	次長	統括	専門官	上席	職業指導官	担当